

# **平成30年12月定例会 資料**

**長浜市教育委員会**

# 平成30年12月長浜市教育委員会定例会 議事日程

平成30年12月27日（木） 午後3時30分～  
長浜市役所5階 教育委員会室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

11月定例会、12月臨時会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第39号・長浜市指定文化財の指定について

日程第5 協議・報告事項

- (1) 長浜市重要文化的景観整備事業補助金交付要綱の制定について
- (2) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について
- (3) 長浜市保育所、認定こども園等整備事業費補助金交付要綱の一部改正について
- (4) 長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について
- (5) 長浜市スポーツ推進計画の中間見直し（案）について
- (6) 長浜市議会第4回定例会一般質問答弁要旨について

日程第6 その他

## 3. 閉 会

平成31年1月教育委員会定例会開催日程 1月24日（木） 午後1時30分～

長浜市指定文化財の指定について

下記文化財を長浜市文化財保護条例（平成18年長浜市条例第205号）第5条第1項及び第46条第1項の規定に基づき、長浜市指定文化財に指定することについて、委員会の議決を求める。

平成30年12月27日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

記

文化財(詳細別紙のとおり)

種別	名称	員数	時代	所有者	所在地	備考
絵画	絹本着色十三仏図	1	室町時代 永禄12年 (1569年)	知善院	元浜町	
史跡	垣見氏館跡	1	室町時代	(有)ヨブ	宮司町	

写

平成 30 年 11 月 26 日

長浜市教育委員会 様

長浜市文化財保護審議会  
会長 石丸 正運

長浜市指定文化財の指定について（答申）

平成 30 年 10 月 31 日付け長歴第 347 号で諮問がありました、長浜市指定文化財の指定につきましては、平成 30 年 11 月 23 日開催の長浜市文化財保護審議会において審議いたしました結果、下記文化財について、長浜市文化財保護条例第 5 条第 1 項に規定する有形文化財及び第 46 条第 1 項に規定する史跡に該当する旨、意見の一致をみましたので答申します。

記

文化財（詳細別紙のとおり）

種 別	名 称	員数	時 代	所 有 者	所 在 地	備 考
絵 画	絹本著色十三仏図	1	室町時代 永禄 12 年 (1569 年)	知善院	元浜町	
史 跡	垣見氏館跡	1	室町時代	(有)ヨブ	宮司町	



種別 絵画

名称・員数 絹本著色十三仏図 一幅

時 代 室町時代・永禄十二年（一五六九）

所 有 者 知善院

所 在 地 滋賀県長浜市元浜町

説明

十三仏とは、死者を追悼する初七日から三十三回忌まで計十三回の法事の際に本尊とする十三の仏教の諸尊である。十三仏を描く本作は、絹本著色の掛幅装であり、画絹の法量は、縦九五・五センチ、横三六・五センチである。画絹に折れが生じ、顔料も所々剥落しており、一部補彩がみられるが、全体として制作当初の雰囲気を留めている。

画面には、十三の諸尊を三尊ずつ四段に分けて配し、一段目画面の下、向かつて右から、不動明王（初七日）、釈迦如来（二七日）、文殊菩薩（三七日）、二段目左から普賢菩薩（四七日）、地蔵菩薩（五七日）、弥勒菩薩（六七日）、三段目右から藥師如来（七七日）、觀音菩薩（百か日）、勢至菩薩（一年）、四段目左に阿弥陀如来（三年）、右に阿閼如来（七年）、中央に大日如来（十三年）、正面最上部に虚空藏菩薩（三十三年）を描く。十三仏の背景には、墨線で描かれた瑞雲の上に截金で菱形格子紋が表されており、各尊はいずれも正面を向き、台座上に座す。画面上部の阿弥陀如来、阿閼如来、

虚空蔵菩薩を囲むように金泥で瑞雲を表し、画面最上部には天蓋が描かれる。不動明王の肉身部は群青で彩色し、他の尊像は肉身部を金泥で表し、いずれも墨線で描き起こす。諸尊の持物と着衣、台座や光背、上部の天蓋は、金泥、截金、丹や群青をはじめとする鮮やかな彩色で表されている。

着衣部や台座に描かれた装飾模様は細やかながら、絹目は粗く、胴長な体躯、形式化した線の描写から室町時代後期、裏書（後述）に記された永禄十二年（一五六九）頃の制作と考えられる。

本作が伝わった知善院は、山号を寶生山、寺号を勝安寺という天台真盛宗の寺院であり、元々は北近江を支配した浅井氏の居城であつた小谷城の清水谷入口に位置した。小谷城は、天正元年（一五七三）八月から始まつた織田軍の総攻撃によつて落城し、浅井氏に代わつて羽柴秀吉（一五三七—九八）が伊香・浅井・坂田の北近江三郡を領有した。天正二年（一五七四）頃、秀吉は、長浜城築城とともに城下町の建造を始める。この頃に知善院は、小谷から現在地の長浜町へ移されたと考えられる。

長浜に伝わる中世の仏画という希少性に加え、本作が重要なのは、表装時に貼り替えられたと考えられる「于時永禄第拾弐己ノ巳年十二月十五日」「近江州浅井郡大谷勝安寺常住逆修講衆十三佛也」「住持 舜慶（花押）」と記された裏書の紙片から、制作年代、制作目的、小谷城下から伝わった作品であることが知られることがある。

舜慶とは、知善院第一世とされる人物であり、知善院本堂の本像阿弥陀如来立像に向かつて右の厨子に舜慶と伝わる僧形坐像（江戸時代）が祀られている。裏書きに、知善院第一世である舜慶の名が記されることは、本作が舜慶とともに小谷城から長浜城下に移ってきたことを裏付けている。また勝安寺という寺名は、知善院の寺号として残されており、詳細は不明ながら、知善院の前身の寺院が勝安寺であったことが推定される。「逆修講衆」とは、生前に自らの冥福を祈る「逆修」という仏事を行う集団のことであり、逆修の本尊として本作が制作されたことが分かる。中世において、逆修信仰は十三仏信仰と結びつき、石造の板に十三仏を表した十三仏板碑などが制作された。こうした板碑は銘から逆修のた

めに制作されたことが知られるが、十三仏図の中で、逆修を目的に制作されたことが記される作品はほとんど知られておらず、こうした点からも非常に貴重な作品である。

清水谷の知善院跡からは、柿経をはじめ多くの遺物が発掘されているが、現存する知善院の什物の中には、小谷城時代の同院の遺品と考えられるものは他にはなく、伝世する唯一の文化財としてその価値は高い。制作年代や使用目的が判明する美術史的にも貴重な資料であり、小谷から長浜の城下町への移転の歴史を語るうえで欠かすことのできない資料である。

法量等 本紙 縦九五・五センチ 横三六・五センチ

表具 縦一七三・〇センチ 横六〇・〇センチ

品質・形状 絹本著色 掛幅装

損傷等 画絹に折れや傷みがある。顔料の浮きや剥落がみられる。

伝来等 知善院に伝わったもので、寛政四年（一七九二）の「知善院宝物附」に記される「兆典子筆十三仏」は本作を指すものと考えられる。現在は、長浜城歴史博物館に寄託されている。



絹本著色十三仏図  
(表具とも)



絹本著色十三仏図

住持舜慶（花押）



于時永祿第拾貳己巳年十二月十五日



近江州浅井郡大谷勝安寺常住逆修講衆十三佛也



裏書

種 別 史跡

名称・員数 垣見氏館跡 一件

時 代 室町時代

所 有 者 有限会社ヨブ 長浜市宮司町六三七番地

所 在 地 滋賀県長浜市宮司町字古殿

六三七番一、六三七番二、六三七番三、六三八番、六三九番

指 定 面 積 四〇七五・五三平方メートル

説 明

垣見氏館跡は長浜市宮司町字古殿に所在する中世の平地居館跡である。その敷地は、長い部分で南北長約一一〇メートル×東西長約四九メートルの規模をもち、遺構は北側と西側に土壘と堀跡が現存する。

敷地の南側には子孫が居住する主屋、南側の川に面した門、二棟の蔵、酒蔵などの建造物と池泉庭園がある。文化四年（一八〇七）の垣見助左衛門屋敷絵図は土壘の位置や屋敷内の建物の配置などを詳しく描き、現状と比較すると近世段階の姿を今でも良く留めていることがわかる。

垣見氏館跡が築かれた場所は、江戸時代における米原宿から伊部宿に至る「小谷道」と長浜町から春照宿に至る「長浜街道」の交差点であり、古くから交通の要所であつたと考えられる。

城主である垣見氏は神崎郡垣見（現在の東近江市垣見）の出身と伝わり、室町時代には当地に城館を構えていたと考えられる。長濱八幡宮に伝わる永享七年（一四三五）の「勧進猿樂奉加帳」にみえる「懸覧殿」が垣見氏の初見の可能性がある。家伝の垣見家文書によれば、文明三年（一四七一）には山門領坂田庄の公文職を得ている。また、浅井氏二代目久政の書状が二通、三代目長政の書状が四通みられ、浅井氏台頭後から滅亡までその家臣として仕えていたことが明らかになっている。その中でも特に、小谷城落城の十三日前である、元亀四年（一五七三）八月十八日の日付を持つ浅井長政書状は有名である。本書は長政が垣見助左衛門尉に対し、今村氏らの旧領を与えた宛行状で、敵に完全に包囲された小谷城中で、浅井氏から垣見氏の手に渡つたことを思うと、悲愴感がただよう。

垣見氏は浅井氏滅亡後は帰農し、宮川村の地主・郷士格の百姓として、村内外に大きな影響力を保持していたことが同文書から窺える。元禄十一年（一六九八）、堀田正休が近江国内に一万石の所領を得て大名として移封し、垣見氏宅に隣接して宮川陣屋を設けた。宮川藩堀田氏は定府大名で江戸詰めが多く、垣見氏は当初から藩政に協力していたとみられる。当家には現在も子孫が住まれており、黒漆塗紺糸威胴丸（県指定）や垣見家文書（市指定）など、中世の土豪である垣見氏の歴史を物語る文化財が伝えられている。

## 遺構

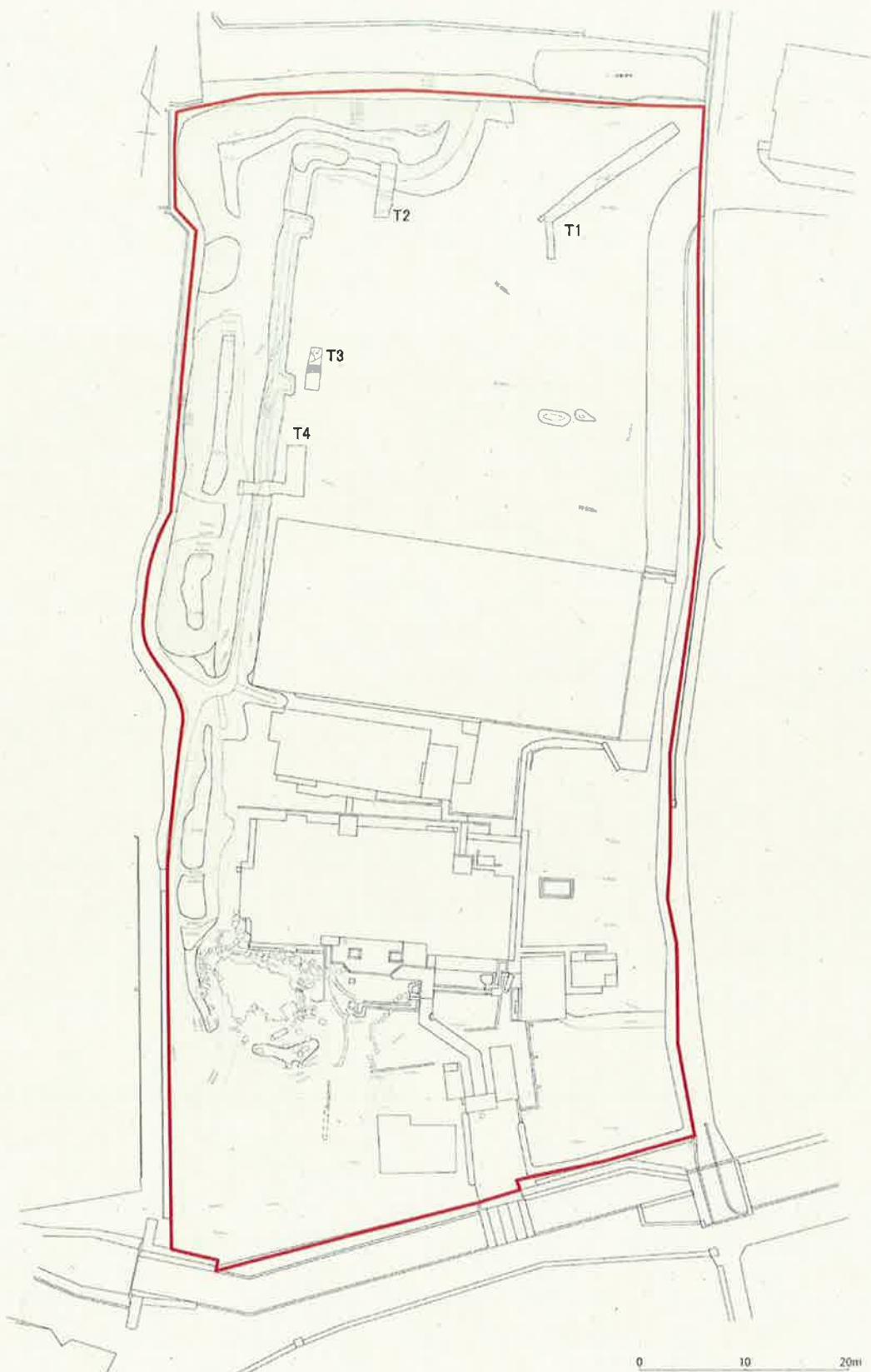
土壘の規模は西辺の土壘が南北長約九〇メートル、北辺の土壘が東西長約二七メートル、高さ約一・八メートル、幅約八メートルを測る。西側の土壘は北端から約五五メートル南の地点で途切れ、その南北で土壘の規模が異なるという特徴を持つ。館跡の南側には十一川と中島川という二条の川が西流し、南辺の堀の役割を果たしている。垣見氏館跡では平成二十六年度に遺構確認を目的とする発掘調査を長浜市教育委員会が実施した。曲輪内に四箇所の調査区を設定し、溝状遺構、土坑、柱穴などの遺構を検

出するとともに、戦国期以降の土師器皿などの遺物が出土した。土壘に並行する溝状遺構は、曲輪内の排水溝とみられ、少なくとも近世までは開渠であつたことが出土遺物から明らかになった。また、現在土壘を留めていない敷地北東部でも、曲輪内の排水溝とみられる東西方向に延びる溝状遺構を確認したことから、本来敷地北東部にも土壘が存在した可能性が高い。

#### 指定理由

中世の湖北地方では、高い生産力を背景として蓄えを持つた村々の有力者が地侍へと成長していき、彼らが築いた防御と居住が一体化した平地居館がほぼ大字単位に分布すると見られる。それらのうち下坂氏館跡と三田村氏館跡は重要性が認められ、史跡「北近江城館跡群」として国の史跡指定を受けている。垣見氏館跡はこれらの国史跡指定を受けた居館跡に匹敵する価値を持ち、また文献資料によつて城主である垣見氏の動向を戦国時代から追うことができる。市内の多くの居館跡が消失していくなかで、子孫の尽力により現在も中世の平地居館の遺構を良好に留めている点で貴重と判断される。

**指定等の対象地域の範囲を示す図面**



**■ 指定範囲**



垣見氏館跡北部全景(北東から)



垣見氏館跡西土塁(北西から)

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担当 当：歴史遺産課

件名：長浜市重要文化的景観整備事業補助金交付要綱の制定について

### 第1 制定理由

国の「文化的景観保護推進事業国庫補助要項」の改正により、民間所有者等の負担軽減を図るとともに市内に所在する国の重要文化的景観に選定された区域の保存整備を進めるため、その一部を補助する要綱を制定するもの

### 第2 要点

国の重要文化的景観に選定された区域にある重要な構成要素の修理及び修景等の工事に要する経費の一部を予算の範囲内において交付する。

#### 【補助金の額】

補助対象経費の50%に相当する額以内で500万円を上限とする。

（ただし、災害復旧事業として行われる場合の補助率は上記補助率に20%を加算した率とし、上限を予算の範囲内とする。）

#### 【補助対象経費】

保存活用計画に記載されている重要な構成要素の外観の修理・修景に要する経費（工事費及び設計監理費を含む。）

#### 【重要な構成要素】

景観を構成する要素は、そこに存在することで現在までの歴史や生業を語り継ぐことができる要素であって、その景観を特徴づけるもの。

### 第3 施行期日

告示の日から施行する。

### 第4 国の「文化的景観保護推進事業国庫補助要項」の改正内容について

民間所有者等が行う重要文化的景観の保存整備事業に対して、市が経費を補助する事業も対象となった（間接補助）。

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担当 当 : 幼児課

件 名 : 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正  
について

### 第1 制定・改廃理由

一時預かり事業、延長保育事業又は病児保育事業を行う保育所等に交付する補助金に係る補助要件及び補助基準額の根拠としている県要綱の改正に伴い、市要綱の一部を改正するもの。

### 第2 要点

引用する県要綱の改正に伴う引用先の変更

「平成29年度地域子育て支援事業実施要綱」を「滋賀県地域子育て支援事業の実施について（平成30年8月13日付け滋子青第2100号滋賀県健康医療福祉部長通知。）に、

「平成29年度地域子育て支援事業費補助金交付要綱」を「滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱（平成30年8月10日付け滋子青第2099号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙。）に改める。

なお、当該事業について内容の変更はない。

### 第3 施行期日

平成30年12月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担当：幼児課

件名：長浜市保育所、認定こども園等整備事業費補助金交付要綱の一部改正について

### 第1 制定・改廃理由

社会福祉法人等が行う保育所等の施設整備に対し、国の補助要綱に準じて補助を行うため、市要綱の一部を改正するもの

### 第2 要点

引用する国要綱の改正に伴う文言整理

「平成 29 年度保育所等整備交付金交付要綱」を「平成 30 年度保育所等整備交付金交付要綱」に改める。

「平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）保育所等整備交付金交付要綱を削る。  
なお、当該事業について内容の変更はない。」

### 第3 施行期日

平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担当：幼児課

件名：長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について

### 第1 制定・改廃理由

病児保育施設の運営に係る補助金の交付について定める市要綱について、引用している国要綱の改正に伴う補助基準額の改正を行うもの。

### 第2 要点

国の「病児保育事業実施要綱」に係る補助基準額の改正（単価の増額）

### 第3 施行期日

平成30年12月14日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

## 長浜市スポーツ推進計画の中間見直し（案）について

### ■ 本計画の位置づけ

スポーツ基本法第10条の「地方スポーツ推進計画」に位置づけられるもので、本市におけるスポーツ振興の指針となるものです。

### ■ 計画期間

平成26(2014)年から2024年までの10年間

見直し後の各施策や数値指標は、平成31(2019)年から6年間の内容です。

### ■ 見直しの視点

- (1) 国の「スポーツ基本計画」、県の「スポーツ推進計画」及び本市の「総合計画」などの上位計画との整合を図るために見直すものとします。
- (2) 現計画の数値指標の検証を行い、国・県の数値指標を踏まえたうえで、本市の数値指標を見直すこととします。
- (3) 「東京2020オリンピック・パラリンピック」、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」や「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」などの大きなスポーツイベントが、連続して開催されるこの時期をスポーツ振興の絶好の機会と捉え、さらなるスポーツの振興やスポーツを通じた地域の活性化を推し進めるため、見直すこととします。

### ■ 計画の内容

- (1) めざす姿『スポーツの力で すべての人を笑顔に』

すべての市民が、自ら積極的にスポーツ参画し、スポーツに親しみ、喜びを得るとともにスポーツを通じて、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることで、笑顔あふれた活気のあるまち長浜の実現を目指します。

- (2) 基本方針

年齢や性別、しうがいのあるなしに関わらず、すべての市民がスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」の3つの視点からスポーツに親しみ、笑顔で明るく健康な生活が送ることができるよう、計画的に施策を展開していきます。

さらに、スポーツが持つ多様な力によりつながった「人と人」、「スポーツと地域資源」などの絆をまちの活性化につなげるため、新たに「つなげる」を4つ目の視点として加え、すべての人を笑顔にする長浜の未来へとつなげていきます。

◆「する」スポーツ

- I 生涯スポーツの推進
- II 競技スポーツの推進
- III スポーツ環境の整備

◆「みる」スポーツ

- I 大規模スポーツイベントの開催・誘致
- II トップアスリートとの交流
- III スポーツに関する情報の発信

◆「ささえる」スポーツ

- I スポーツ関係団体の育成・支援
- II 指導者・ボランティアの育成・支援
- III スポーツ活動の顕彰

◆「つなげる」スポーツ

- I スポーツの力で未来への絆づくり

### ■ 今後のスケジュール

1月：総務教育常任委員会(1/17)報告

1月～2月：パブリックコメントの実施

3月：庁議報告後、計画公表

# 長浜市スポーツ推進計画(改訂版)



## 改訂の趣旨

長浜市では、平成26(2014)年6月に「長浜市スポーツ推進計画」(以下「本計画」という。)を策定し、スポーツを通じて、すべての人が幸福で活力ある生活を営むことができる社会を目指し、様々な施策を展開しているところです。

本計画策定から4年が経過し、また、国・県においては、第2期計画が策定されました。

2024年に滋賀県で開催される「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」を5年後に控え、スポーツ振興の絶好の機会と捉え、これまでの取組の成果や進歩状況、社会情勢等の変化等を踏まえて必要な見直しを行うこととし、今後6年間で取り組む施策と数値指標を改めて示すものです。

## 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条の「地方スポーツ推進計画」に位置づけられるもので、国の「スポーツ基本計画」および県の「滋賀県スポーツ推進計画」を参考するとともに、「長浜市総合計画」を踏まえて作成し、本市におけるスポーツ振興の指針となるものです。

## 計画の期間

本計画の計画期間は、平成26(2014)年から概ね10年間を計画期間としています。ただし、ここで掲げる各施策や数値指標は、平成31(2019)年から6年間の内容です。

め

ざ

す

姿

## 『スポーツの力で すべてのひとを笑顔に』

～ する・みる・ささえる・つなげる ～

### 今後6年間に取り組む施策

めざす姿である「スポーツの力で すべてのひとを笑顔に」の実現に向け、年齢や性別、しうがいのあるなしに関わらず、すべての市民が「する」、「みる」、「ささえる」の3つの視点からスポーツに親しみ、笑顔で明るく健康な生活を送ることができるよう、計画的に施策を展開していきます。

また、スポーツがもつ多様な力によりつながった「人と人」、「人と地域」、「スポーツと地域資源」などの絆を、まちの活性化につなげるため、新たに「つなげる」を4つ目の視点として加え、すべての人の笑顔を長浜の未来へとつなげていきます。

#### するスポーツ

##### ◆ I 生涯スポーツの推進

1. 乳幼児期からの楽しい運動あそびの充実
2. 学校でのスポーツ活動とスポーツ少年団等活動の充実
3. 中高年のスポーツ活動の推進
4. 女性のスポーツ活動の推進
5. しうがい者のスポーツ活動の推進
6. 大学との連携による活動の推進



##### ◆ II 競技スポーツの推進

1. 競技スポーツ選手の育成支援
2. スポーツ団体への支援

##### ◆ III スポーツ環境の整備

1. 「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」に向けた施設整備
2. 身近なスポーツ活動の場の提供
3. 効率的・効果的なスポーツ施設の整備・検討

## みるスポーツ

### ◆ I 大規模スポーツイベントの開催・誘致

1. 「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」の開催
2. 全国規模の大会誘致の促進

### ◆ II トップアスリートとの交流

1. ながはまスポーツ夢プロジェクトの推進

### ◆ III スポーツに関する情報の発信

1. スポーツイベントに関する情報の発信
2. 地元選手に関する情報の発信



## ささえるスポーツ

### ◆ I スポーツ関係団体の育成・支援

1. 「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」に向けた組織体制の強化
2. スポーツ関係団体の連携・協働
3. 総合型地域スポーツクラブの充実

### ◆ II 指導者・ボランティアの育成・支援

1. スポーツ指導者の育成・支援
2. スポーツボランティアの育成

### ◆ III スポーツ活動の顕彰

1. スポーツ表彰の実施
2. 「国際大会等出場激励金」の交付



## つなげるスポーツ

### ◆ I スポーツの力で未来への絆づくり

1. 人と人、人と地域をつなげる「スポーツの力」
2. 地域を活性化させる「スポーツの力」
3. 長浜の未来へつなげる「スポーツの力」

## 【数値指標】

今後6年間において計画を着実に推進し、その進捗状況や施策の成果を把握するために、引き続き数値指標を定めます。数値指標は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査、市民満足調査等の結果及び指標達成状況をもとに、第2期滋賀県スポーツ推進計画を踏まえ、数値指標の一部見直しを行ったうえで設定しています。

指 標		H25(2013)年 (当初策定期)	現 状	2024年 (目標年)
する	幼少年期スポーツ教室等参加者数 【新規】	—	2,041人 (H29)	2,300人
	子どもの1週間の運動・スポーツ実施時間（授業以外） 【小学校5年生】（1日5分増を目指す。）	指標の見直しのため数値なし	男子 594.4分 女子 354.4分 (H29)	男子 630分 女子 390分 以上
	スポーツ少年団加入率 （小学4年から6年生） 【新規】	—	40.0% (H29)	50.0% 以上
	成人の週1回以上のスポーツ実施率 （国・県の目標 65%以上）	42.0%	40.1% (H30)	65.0% 以上
	スポーツ施設利用者数（学校開放事業除く。） （現状及び2024年の指標は、県施設利用者を含む。）	587,656人	857,828人 (H29)	900,000人 以上
	県障害者スポーツ大会の参加者数 【新規】	—	83人 (H29)	100人
みる	県民体育大会における総合順位	7位	9位 (H29)	5位 以上
	全国規模大会開催数 【新規】	—	5件 (H29)	10件
	トップアスリートとの交流参加人数 【新規】	—	744人 (H29)	800人
ささえる	団体等が開催するスポーツイベントの後援件数	—	58件 (H29)	80件 以上
	総合型地域スポーツクラブ設置数	4団体	8団体 (H30)	9団体
	総合型地域スポーツクラブ有資格者登録数 【新規】	—	14名 (H30)	20名 以上
	スポーツボランティアの登録者数 （県ボランティア登録システム利用） 【新規】	—	5名 (H29)	150名 以上
つなげる	「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」の参加者数 <「する」（選手）、「見る」（観客）、「ささえる」（ボランティア）> 【新規】	—	—	人 (今後設定)

平成31(2019)年3月  
長浜市市民協働部スポーツ振興課  
〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地  
TEL:0749-65-8787 FAX:0749-65-6571  
E-mail:sposhin@city.nagahama.lg.jp

## 平成30年長浜市議会第4回定例会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なるところがあります。

## ◆個人質問

議員	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当
高山 亨	国会で「働き方改革」一括法が成立したが、長浜市でも、それに沿って推進していく考え方。	基本的な考え方は総務部長の答弁と同じだが、教育委員会としては、教育の主役である子どもを中心に据え、教職員が健康で生き生きと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するという観点から、引き続き働き方改革を推進する。	教育長	教育指導課
	教員の超過勤務時間は、ここ数年の比較で、改善されているのか。年休取得日も増えているのか。また、それに対する評価を問う。	<p>本市の教員の超過勤務時間は、ここ数年の推移をみると改善傾向にあるが、今年度はほぼ横ばいの状態となっている。しかし、今年度、中学校における部活動の休養日や活動時間の設定をしたことにより、土日の勤務時間については、昨年度と比較して1時間5分減となっている。</p> <p>また、年次有給休暇取得状況は、平成27年から3年間の推移をみると、1人あたりの取得平均日数は増加している。計画年休制度を設けるなど、各学校での工夫が成果として現れてきていると捉えている。</p> <p>今後も引き続き、健康で生き生きと働くことができる職場環境づくりに努める。</p>	教育長	教育指導課
	精神疾患等で、退職や休職する教員が多いと聞いているが、長浜市では、そのような事がないのか。	<p>今年度、長浜市では、精神疾患等で退職または休職中の教員はいないが、心身に不調を抱える教職員がいることは事実である。</p> <p>本市では、メンタルヘルスとして、すべての小中学校でストレスチェックを実施し、管理職を対象に研修を行っている。また、各学校において、気軽に相談できる職場、互いに声がかけ合える職場作りに取り組んでいる。</p>	教育長	教育指導課
	(再問) 長浜市においても心身に不調を抱える教職員が多いように聞き取れた。過労死ラインにつながる状況であると考えるが、教育委員会の見解を問う。	心身に不調を抱える原因の一つとして、職場の仕事があると考える。各学校の管理職を中心に、若手教員へ仕事のあり方等を指導するなど、緻密なケアを行っている。		
	超過勤務の改善策について、H29年度の取組と、H30年度に新たに取	平成29年度は、各種調査や報告、会議の精選など、13件について改善を図った。今年度からは、「長浜市立学校働き方改革取組方針(H30試行版)」	教育長	教育指導課

	<p>り組んでいる改善策について問う。</p> <p>を策定・試行実施する中で、部活動や勤務時間に関する取組、学校独自の業務改善を進めている。</p> <p>現在、取組方針の定着状況や成果及び課題点について、校長会、教員代表者との懇談会、市のP T A役員会等を通して、教職員はもとより、子ども、保護者の声の聞き取りを進めている。ご意見を参考に、現在の取組を丁寧に検証し、より実効性のある取組としていきたい。</p>		
(再問) 抜本的な改革として、少人数学級編制について考えを問う。	<p>長浜市では、県から人的配置がされない学校に対して、市費で臨時講師「市費単独加配教員」を配置し、少人数学級編制に対応している。</p> <p>また、県費・市費非常勤講師の配置により、きめ細やかな指導について、先進的な取組を進めているところである。</p>		
社会全体が週休2日に移行してかなりの時間が経った現時点で、年間平均9回程度の土曜授業を今後も引き続いて実施するのか。日数等の具体的な案も含めて、来年度からの取組を問う。	<p>4年間の土曜授業の試行実施を通して、土曜日や放課後等を活用した各校独自の教育・学習活動が芽生え、各校がより創意工夫して取り組むようになってきた。</p> <p>来年度より、市で設定している日数の目安を廃し、各校が子どもの実態や地域の実情に応じて、土曜日等の活用も含めて、学校の裁量により効果的に取り組めるようにしていきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
(再問) 日数の目安を廃すということは、その増減についても学校裁量に任せるということか。	ご指摘のとおりである。そのあたりの選択肢を増やして、学校独自の実情・実態に応じた取組を推進すべきだと考えている。		
土曜授業は教員の負担が大きいが、これを続けなければ成果が上げられないと考える理由、根拠はあるのか。	<p>教育・学習は総合的な営みであり、土曜授業実施のみで成果を上げる事は困難と考える。この4年間の試行実施を通して、学校独自の創意工夫溢れる教育・学習活動が芽生えてきたことは大きな成果であり、さらに発展充実させていくことが、子ども一人ひとりの学力向上を含めた学びの質を高めようという教員の熱い思いや子どもの学ぶ意欲の向上につながっていくと考えている。</p> <p>今後は、各学校の自主性をより尊重し、子どもの状況や地域の実情に応じて教育・学習活動に取り組めるようにしていきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
今のように土曜授業を実施するのなら、教	1点目の提案については、現在、各校では土曜授業や休日を活用した教育・学習活動で、地域・ボ	教育長	教育指導課

	<p>員に負担の要らないイベント等の取組などを考えるか、土曜授業分の賃金を特別手当として支払うことを提案する。このことについて、どう考えるのか。</p>	<p>ランティアの方にご協力いただきながら学校独自の取組や学習活動を行うことが増えてきており、今後もそういう活動を支援していきたいと考えている。</p> <p>2点目の賃金や手当については、県費負担教職員制度の中で、市費による費用負担等は難しいと考えている。</p>		
	<p>今年度の待機児童数、及び来年4月に予想される待機児童数について問う。</p>	<p>今年4月1日現在の待機児童数は15人である。来年4月に予想される待機児童数については、入所申込人数が前年度と比べ100人程度増加しており、現在、一人でも多く入所いただけるよう調整を行っているところである。</p>	教育部長	幼児課
	<p>(再問) 入所申し込みが昨年比約100人増加している理由や背景は、幼児教育無償化が原因かと思うが、市の分析を問う。</p>	<p>入所申込者数は、幼児教育の無償化や女性の就業率の上昇のため、今後も増加することを予想している。</p> <p>入所申込の傾向としては、幼稚園から保育所・認定こども園短時部から長時部への流れが加速している。</p>		
	<p>待機児童は、常に「ゼロ」が目標である。今後の定員受入体制の充実について、その計画について問う。</p>	<p>現在、保育所等の受入体制については、施設整備等による受入数の拡大と、保育士確保事業により充実を図っているが、施設整備を行ったものの、保育士確保が十分でないため、受入体制が整わない園があるのも実情である。</p> <p>保育士等を確保するため、本年度に奨学金返還の支援、再就職の支援、居住の支援と三つの支援制度を設けたので、当該制度が十分に機能するよう広く周知したいと考えている。</p> <p>併せて、今後の幼稚園、保育所、認定こども園のあり方や配置について計画をたて、待機児童ゼロを目指す。</p>	教育部長	幼児課
	<p>(再問) 急な入所申し込み者数の増加により、定員数を拡大しなければ、待機児童をゼロにするは程遠いと考えるが、市の具体的な取組を問う。</p>	<p>今後、公立園のあり方や定員等の計画については、本市の就学前児童の人口推移、幼児教育無償化の影響等も含めて、高止まりの時期を見極めた上で、計画等に反映していく。</p>		
	<p>(再々問) 保育所の入所は、生活に直結するので、待機児童はゼロでなければならないと</p>	<p>まずは、保育士確保のために3つの支援策から取り組んでいく。</p>		

	考えるが、市の具体的な取組を再度問う。			
	国の動きで「保育料無償化」を来年度から順次始めるという情報があるが、どうなっているか。そして、それは来年度からの長浜市の保育・子育て行政にどのような影響があるのか。	<p>今年の6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」等により、3歳から5歳のすべての子ども、および0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもの幼児教育・保育について、消費税率引上げ時の来年10月から無償化の実施を目指すこととされているが、未だ制度設計の詳細について明確に示されていない。</p> <p>無償化や女性の就業促進により、更なる保育需要の拡大が予想されることから、年々難しくなる保育士の確保、潜在保育士の掘り起こしに努め、保育の受け皿確保に引き続き取り組んでいく。</p>	教育部長	幼児課
	待遇改善や職場環境改善の取組として、事務職や看護師の配置、さらには養護教諭の配置など、進められていると聞くが、今の到達点を問う。	<p>就学前教育の現場において、幼児教育職員が子どもたちの保育・教育に、より専念できるよう、全ての公立園に「事務職員」を配置した。</p> <p>また、園児の健全な成長発達を促進すると共に、ケガや病気などの緊急時に専門的な対応ができるよう、幼稚園については大規模園2園に「養護教諭」を、他の幼稚園については、医療的ケアの必要な児童が在籍する場合等、園の状況を充分考慮して「看護師」の配置を行っている。なお、保育所と認定こども園については、全園に「看護師」の配置を完了している。</p>	教育部長	幼児課
	(再問) 市が進める保育士確保の三つの取組の状況を問う。	今年度の採用試験でも保育士支援策により受験された事例がある。また、居住支援事業についても民間からの問い合わせがあることから、効果はあると考える。		
	(再々問) 保育士の給与等の待遇アップが必要と考えるが、市の抜本的な改善策を問う。	賃金については、市全体のバランスがあることから、一概に検討できるものではない。		
竹本 直隆	長浜市立余呉小中学校の義務教育9年一貫について、初めての統合の学校としてどの様なメリット、デメリットが見えてきたか。	1年生から9年生までが1つの校舎で学ぶことで、互いに良い影響を受けながら学校生活を送っている。「よごふるさと科」では、地域の方々と共に学び、余呉の良さや課題に気づく学習が系統的に展開している。また、中学校教員が5・6年の理科・社会・英語・音楽等を指導することで、子どもたちはより専門的な知識・技能を学び、学習意欲が向上しつつある。さらに、4-3-2のステージ制により、4年生、7年生、9年生のリーダー性	教育長	教育改革推進室

	<p>も大きく育っている。</p> <p>課題としては、小中の教員の意識改革にはまだ時間がかかること、5・6年の部活動はバス通学の制約もあり、当初計画していた活動に至っていないこと等がある。これからもそれらの課題に時間をかけて取り組み、小中一貫教育の良さ、強みを生かしながら、特色ある学校づくりの支援をしていきたいと考えている。</p>		
(再問) 観察して様々な良さを感じたが、バス通学や行事などの課題があると聞いている。それを今後の取組にどう生かすか。	そのように認識している。学校長との懇談の中で、小中一貫ならではの「強み」に目を向け、失敗を恐れず新しい部活動の形を保護者に提案していきたいという話をした。子どもたちの姿を見据え、積極的にチャレンジしていきたい。		
(再々問) 行事等への教員のかかわりが多いと聞いているが、教員負担についてはどうか。	ご指摘の通り、従前の行事がそのまま行われていると思われる。今後、新しい小中一貫教育ならではの行事を精選していく必要がある。これからも先生方のチームワークと熱意で地域と共に進めていきたい。		
長浜市では、更に統合される学校がある。参考にすべき課題はどうの様なものか。	<p>小中一貫教育を推進する上で、小学校教員と中学校教員の意識や教育文化の違いにより、行事や生徒指導などの新しい仕組みづくりに予想以上に時間がかかるという課題があった。しかし、小中教員が共に知恵を出し合うことで、お互いの校種の良さを生かしたスタンダードが生まれるという先進的な取組でもあり、新しいものを作っていくという気運のもと、実践を積み上げている。</p> <p>市内には2校目の義務教育学校「虎姫学園」の開校も予定されている。今後、余呉小中学校の貴重な実践を共有して県下の教育活動をリードする形で、管理職の小中交流と中学校区内での日常的な小中連携に力を入れたいと考えている。</p>	教育長	教育改革推進室
基本方針の中で、義務教育9年間の一貫性、継続性を大切にした教育課程を編成すると謳われている。ICTの活用については先進性をもった取組が行われているが、他の小中学校ではどうか。	市内の小中学校では、コンピュータ教室を活用して、中学校技術・家庭科における情報分野での学習を行ったり、インターネットを利用して社会科や総合的な学習の時間での調べ学習を行ったりしている。また、教員によっては、教室にノートパソコンやタブレットを持ち込み、テレビモニターやスクリーンにデジタル教科書や自作教材の画像等を映し出して、視覚的にわかりやすい授業を行っている事例もある。	教育長	教育改革推進室

	<p>しかしながら、使用できる機器の数が十分ではなく、活用状況には学校や教員間で差があり、日常的にICTを活用した授業が行えるような環境整備やICT活用促進のための研修を今後ますます強化していく必要性があると考えている。</p>		
・ 9年間の一貫教育を推進することにおいて専門分野の知識を有する教職員の採用なども今後必要ではないかと思うが、どのような見解か。	<p>現在、余呂小中学校では、特色ある教科「よごふるさと科」や様々な教育活動において、ICT教育の専門家や地域の方々から指導いただくことを通して、学校の教職員と連携した新たな実践を展開している。</p> <p>教育委員会としても、専門知識を有する多くの方々の積極的な教育活動への参画を通して、従来の学校だけではできなかった魅力あふれる学校づくりを推進していきたいと考えている。また、ご指摘のとおり長浜独自の指導者の採用についても、その方策や計画について実施に向けて充分検討していきたいと考えている。</p>	教育長	教育改革推進室
余呂小中学校ではICT活動が推進されているが、長浜市の中学校でのICT活用については専門職が不足している。情報活用能力の育成にむけてのグランドデザインが必要感じるが見解を問う。	<p>議員ご指摘のとおり、教員のICT活用指導力の向上を図るための具体的な方策を示す必要があると考えている。</p> <p>現在、教育委員会では、本市の教育の情報化の現状と課題をふまえ、ICTの環境整備や活用促進のための計画的な研修、大学・企業等の外部人材の活用等を含めた「(仮称)長浜市学校ICT環境整備計画」を作成しているところである。</p> <p>今後、本計画策定に向けた準備、取組等をさらに進め、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、ICTを適切に活用した学習活動の充実に努めていきたいと考えている。</p>	教育長	教育改革推進室
(再問) ICT教育の指導者や教員が不足しているのは、各校のホームページを見ればよくわかる。半年以上更新されていないところもあれば、すでに今月の取組が掲載されている学校もあり、かなりばらつきがある。このような状況についてどう考えているか。	<p>ご指摘のとおりである。昨年度の教員のICT活用指導力の調査結果から、特に長浜市の教員に不足している力として、「授業中にICTを活用して指導する能力」、具体的には資料等を効果的に提示する力があげられる。さらに児童生徒のICT活用を指導する能力として、子どもたちがプレゼンソフトを使って自分の考え、自分の思考の過程を発表していくということを、子どもたちに指導する指導力が大変弱いという点が明らかとなっている。</p> <p>このことは、現在も取り組んでいるところであるが、31年度にはしっかりとしたプログラムを用</p>		

		意して、まず、現場の教員が教室の中でＩＣＴ機器を使って資料を提示することができるレベルまでもっていきたいと考えている。		
	余呂小中学校では、子供たちが学校生活を送る上で知っておきたいことをガイドに詳細にまとめているが、統一したものを全小中学校に導入すべきと思うが、見解を問う。	新入学、転入学に保護者が利用されるガイドブックは、学校事務の共同実施により、掲載する項目の一部を全市で共有し、各校で作っている。今後も、このような取組や学校間の連携を推進し、保護者や子どもにとって使いやすい便利なものをめざして各校長に働きかけていきたい。	教育長	教育改革推進室
	(再問) 余呂小中学校ガイドブックは大変細かいところまで書かれしておりわかりやすい。良いところは統一して導入してはどうか。	全てを一斉に統一するのは難しいが、校長や学校事務職員に働きかけ、来年度以降にできるところから取り組みたい。		
	長浜市においては第2子半額、3子以降無償となっているが、政府は子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速している。消費税引き上げ時の2019年10月1日からの無償化が実施されるとなると幼児教育の負担軽減になるが、市の見解を問う。	国の方針では3歳から5歳のすべての子ども及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもの幼児教育・保育について、来年10月より無償化の実施を目指すこととしている。 本市で実施している第2子半額、第3子以降無償の対象者で、国の無償化制度に該当する子どもの保育料分については、市の財政的負担が軽減されるものと想定している。 しかしながら、未だ国の制度設計の詳細が明確に示されておらず、一部財政負担を地方自治体に求めるとの情報もある。 全国市長会においても無償化に必要な財源は全額国費で確保することを要請しており、今後とも国の動向を注視していく。	教育部長	幼児課
	(再問) 6月から現在までに国等で決定した事項はあるのか問う。	メディア等で報道されているとおり、直近では12月3日に国と全国知事会や全国市長会等の地方との協議があつたが、検討段階に終わっているものであり、引き続き動向を注視していく。		
	(再々問) 0才から2才は対象になっていないのか問う。	住民税非課税世帯のみが対象である。		
鬼頭 明男	「児童生徒の携行品の重さや量への配慮」について、全小中学校	「児童生徒の携行品の重さや量への配慮」については、文部科学省から通知が出される前から多くの学校で取組を進めており、通知前には19校が、	教育部長	教育指導課

に通知されたと聞いて いるが、各校における 現状の動きについて問 う。	通知後にはすべての学校において何らかの工夫が なされている状況である。		
(再問) 各校に任せる のか、市である程度統 一した通知を出すの か。	<p>具体的には、家庭学習に使わないものは学校に 置いて帰る。一度に多くの教材を持ち帰らないよ うに、計画的に指示を出す。重たい荷物は長期休 業前に保護者に持って帰ってもらうなど、児童の 体への負担を減らす工夫をされている。</p> <p>学校によって現状が違うため、各学校に判断を 任せる所存である。保護者の方から、ご意見があ れば、学校の方にお知らせ願いたい。</p>		
ランドセルの重さと 通学負担について保護 者も含めてアイデアを 出しながら改善してい くことも求められる が、市の見解を問う。	児童のカバンの重さへの配慮については、保護 者の意見なども聞く中で、通学の負担や、身体の 健やかな発達に影響が生じないよう引き続き各学 校において工夫し、配慮していきたいと考えてい る。	教育部 長	教育指導 課
(再問) 香港では体重 比の10%にするように 推進されている。そ ういうことはどう考 えるか。	<p>市内では、ランリュックを使わせている学校も 多い。一部の学校で調査したところ、3.5kg、4kg、 重いと5kgで、確かに重く小学校低学年はそれが 負担になっていることもあると思う。</p> <p>家庭とも協力して、身体に応じた荷物を前日に 準備できるようにしていきたい。</p>		
小学生が腰痛に悩 み、整体や整形外科に 通う事例の原因はさ まざまあると思うが、本 市において小学校の腰 痛の悩みについてど のように受け止めている か、見解を問う。	<p>市内の小学生で、腰痛に悩んでいるケースは、 ほとんどみられず、現在のところ、大きな問題と して認識していない。</p> <p>しかしながら、重すぎる荷物を持って毎日通学 することでの影響は懸念されるところでもある。 市としては、携帯品の配慮のみならず、体力向上 の視点から、マイ体力アップ事業や「健やかタイ ム」などに積極的に取り組んでおり、今後も、健 やかな身体作りや怪我の防止に努めたいと考えて いる。</p>	教育部 長	教育指導 課
実態把握をしたうえ で、今後の取組につい て問う。	今年度、文部科学省からの通知を受けたことも あり、今後も通学の負担軽減という観点から、当 事者である子どもや保護者の声を聞きながら、各 学校で必要に応じ適切な配慮を講じていきたいと 考えている。	教育部 長	教育指導 課
学校給食への異物混 入について、金属の破 片	学校給食が子どもたちの元に運ばれてくるまで には様々な行程を経ており、異物混入については、	教育部 長	すこやか 教育推進

	<p>片、虫などが確認されているが、その後の対応と対策について問う。</p>	<p>設備上の問題や納入業者の製造過程でのもの、調理業者の調理過程でのものや学校の配膳時のものなど年之久考えられる。</p> <p>これまでからも設備の点検・整備を丁寧に実施し、事故の原因究明と改善を繰り返すなど対応を行ってきたが、今一度、園児・児童・生徒に対し、安全・安心で安定した給食を提供していくという原点に立ち返って、異物混入が起きないよう、学校給食に携わるすべての者において細心の注意を払っていく。</p>		課
	<p>学校給食がセンター方式へと変わったが、変化後、残飯量・味付けなど子供たちの声について、市はどのように把握しているのか。</p>	<p>学校給食センターでは毎月1回、任意の日を設定して食べ残し調査を実施している。</p> <p>調査は小学校で2、4、6年の各1クラス、中学2年の1クラスで実施している。センター方式に変わって3ヶ月経ったが、食べ残し量は自校方式の時とほぼ変わりがない。</p> <p>給食に対する子どもたちの声については、各小学校からの給食ノートで毎日確認するとともに、給食センターから栄養教諭が学校を訪問し、給食指導を行う際に聞いている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再問) 自校方式とセンター方式の味付けで何か変更があったのか。またそのような検証や把握はされているのか。</p>	<p>給食に携わる栄養教諭等は変わっていないため、基本的には変わらないと考えている。聞いているのは味、メニュー、量に関する様々なことであるが、作り手が変わることで食べなれた給食と違うと感じているのかもしれない。</p> <p>これからも子ども達の声を受け止め工夫しながら給食を提供していく。</p>		
中川リョウ	<p>土曜授業の効果の測定や検証はしているか。土曜授業を続いている理由を問う。</p>	<p>試行実施後の複数年にわたる保護者及び各種団体等のアンケート結果を検証した結果、まず、土曜日を課業日とすることで学習時間が増えたことについて、保護者の皆様からは良い評価をいただいている。次に、授業時数が増えゆとりが生まれたことで、学習の補充など教員がよりきめ細かに子どもと関わる時間をもてるようになった。最後に、地域との連携を生かした、学校独自の特色ある教育・学習活動が見られるようになった。</p> <p>以上のことから、これまで土曜授業の試行を続けてきた。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再問) 土曜授業のデメリットについては、どのように検証されて</p>	<p>まず、外国籍の子ども達の欠席がやや多いようである。次に、土曜日、日曜日のスポーツ少年団、個人の習い事等の活動との両立という課題があ</p>		

いるのか。	<p>る。最後に、特に20代の教員は、学生時代にすでに週休5日制の中で過ごしていることが多く、振替を取得しても必ずしも消化できない場合もあり、疲労感、負担感を感じている者もいる、という点がデメリットと考えられる。</p>		
(再々問) 外国人の子どもたちの欠席や他の活動との両立については、大変難しい問題である。反面、土曜授業に参加しない家庭もあると聞いている。教育の機会均等、学習に差が出てしまうことについてどう考えるか。	<p>先程の成果や課題を踏まえて、来年度からは日数等の目安を撤廃し、各校独自の自主的なものとする。</p> <p>ご指摘のとおり、土曜授業は補充学習が有効であると考えている学校もある。また、普段のようなスタイルの授業はせず、子ども達が持ってきた好きな本を十分読めるように読書活動に充てるという学校もある。そういう中で、今後は学校の状況、地域の実態等に応じて、土曜授業の構成等を考えていくべきと判断し、来年度からの方向性を考えている。</p>		
教職員の負担軽減についてどのように考えているか。	<p>実施年から複数年に渡って行ったアンケートの中には、肯定的な意見が多く見られる一方で、児童生徒や教員の負担を懸念する声もあった。土曜授業実施を負担に感じる子どもや教職員も存在するということを加味して、学校の状況等に応じて柔軟に対応していただく、という視点から、各学校で検討し、来年度実施していただくという旨を、11月の校長会等を通じて、各学校の校長に伝達したところである。</p>	教育長	教育指導課
(再問) 11月の校長会での伝え方を聞きたい。土曜授業を全くなくすということも可能なのか。	<p>まず、平成31年度の土曜授業については年間実施回数の基準を設けない、次に、スポーツ少年団等、外部との関連もあるので、実施する場合は、可能な限り中学校区内で統一した日にちの設定をお願いする、最後に、実施する場合は半日を基本とする、ということを校長等へ伝えた。</p> <p>来年度の土曜授業並びに夏期休業中の授業等の計画等について、現在6小学校と5中学校から報告をいただいている。現在のところ、ほとんどの学校で、長期休業中以外、1, 2, 3学期の課業日に土曜授業を何らかの形で実施する予定だが、1, 2, 3学期の課業日には土曜授業を実施しないと判断している中学校もある。</p> <p>高山議員の質問でもお答えしたとおり、学期中の土曜授業の実施をしない、ということも選択肢の一つであると説明している。</p>		

	<p>(再々問) そういった形の土曜授業の検証は、どのタイミングでするのか。</p>	<p>向上すべき学力とは具体的に何かという問い合わせは様々である。ただ、教育委員会は、学力の向上は、土曜授業も含めた学校や家庭で行われる様々な学習活動を通じて総合的に判断すべきもので、これをしたからこうなるという短絡的な見方はしていない。</p> <p>現在、教育委員会内にプロジェクトチームを作り、長浜市の子ども達の学力の問題に対して、どういう仕組みや体制で、そして具体的にどんな努力目標や数値目標を設定して取り組んでいくのかという検討を始めている。各方面から様々なご意見を頂戴したうえで可能な限り早くスタートしたいと考えているが、最低でも数年間はかかる非常に大きな問題であると考えている。その中で長浜市がこれまで行ってきた教育行政、施策を見直し、現場の教員とも真剣に話し合いたい。</p> <p>こういう総合的な営みを通じて、21世紀を生き抜いていくための新しい学力と従来の基礎基本的な学力を高めるために、どういうような方法をとればいいのか取り組んでいる。詳細をお伝えするような段階ではないが、計画等の骨子ができたら、議員各位にもご指導ご助言等をいただきたいと考えている。</p>		
藤井 登	<p>滋賀県の2017年度いじめ認知件数は、小学校4165件、中学校1356件、高校163件と過去最多を記録した。早期対応に向けて軽微なものを中心とする方針が浸透し、積極的な把握が進んだ結果であると考える。しかし、全国でも心身に大きな影響を受ける「重大事態」は474件と78件増、児童生徒の自殺は250人で、うち10人の児童生徒が、いじめが原因である。</p> <p>この現状を市はどのように分析し、今後ど</p>	<p>全国や県と同様、本市においてもいじめの認知件数は増加傾向にあり、平成29年度のいじめの認知件数は小中学校合わせて205件で、前年度より59件増加し、これまで最も多い認知件数となっている。しかし、学校により認知件数に差があるのも事実である。本当にいじめを見逃していないのかということを常に、組織として検証する必要があると考えている。</p> <p>もとより、集団である以上いじめは発生して当然であると認識しており、子どもたちをいじめから守るために、学校現場では、今後もいじめの未然防止といじめが疑われる事案から積極的に組織的に適切な対応をくり返すことに全力をあげねばならないと考えている。</p> <p>早期にいじめだと気づき、適切に対応するためには、教員の感性や人権感覚・指導力を高めることが必要である。教員の経験値に応じた研修や適切な指導方法の研究に尽力するよう、各学校に働く</p>	教育長	教育指導課

	のような対策を取つていく考えか。	きっかけ、実践してまいりたい。		
	(再問) 教師がいじめに関わる児童生徒に声かけすることで、教育現場でいじめがなくなった事例がある。  また、いじめは教師のいない場所で起こっているケースが多いと聞く。授業が終わったあとも、次の授業の教員が来るまで教室を離れないなど、他の教員ときめ細かに連携し対応することで、いじめは減ると考えているがいかがか。	ご指摘の通りである。私が教員をしていたときは、朝、教室に行ったら、そのまま5時間目が始まるまでは職員室に帰らないようにしていた。休み時間と給食の時間が最も子どもたちの様子を観察できるからである。  働き方改革について文科省が示した指針では、給食指導は、本来教師の仕事ではないという方向性を出しているが、市としては、子どもを把握するのに、授業も休み時間も給食の時間もないと思っている。  私は、いじめ対策の一番の基本は、いじめをさせないためにどれだけ労力を使えるか、見逃さないことだと考えている。どの社会でもどんな集団でも、三人集まればいじめは起こるという認識で考えるべきだと思う。  そういう点で、指導力のある教員の授業を通して、今あげたことを学ぶ研修を数年前から市教委で取り組んでいる。若手の教員が増える中で、教師として本当に必要な指導力を高めていくために、従来の方法を検証するとともに、各方面からご意見を頂戴しながら組み立てていきたいと考えている。	教育長	教育指導課
	(再々問) いじめ対策のガイドラインやマニュアルがあるならばともかく、各小・中学校に任せているということなら問題が違うと思う。外部の客観的な目を入れることについて、どう思うか。	まず、各校でいじめ防止もしくは対策のマニュアルを作っている。マニュアルは県または国の方針に基づいて作り、市教委にも提出いただいている。これはどの小中学校でも、その中にいじめと認識する一定のラインが示されている。  外部の目は貴重なご提案だと思う。深刻な事案になる前に、そういう力もお借りしたいと思う。各校に学校運営協議会があるので、こういった組織が活用できないものか、早急に考えてみたいと思っている。		
中川 勇	学校児童生徒に対する通学路等での不審者対応について、児童見守り活動に対するボランティアの確保が困難な地域（集落）における市の対応について問	登下校中の児童の見守りについては、各学校でボランティア登録をされているスクールガードや「子ども110番の家」、地域の防犯パトロール隊の皆様にご尽力いただきしており、日々の活動に大変感謝している。  教育委員会としては、警察や道路管理者とともに通学路の合同点検を行い、危険箇所を把握し、	教育部長	すこやか教育推進課

	う。	<p>警察へのパトロール強化を依頼している。また、「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くために、下校時間にあわせての見守り活動や、警察、学校、保護者及び地域住民が不審者情報等を共有するなど、総合的な防犯対策の強化にむけ、関係課としっかりと連携を図っていきたいと考えている。</p> <p>今後も引き続きボランティアのご協力をお願いするとともに、何よりも児童生徒が自ら危険を予測し、回避することができるよう、安全教育の推進に力を入れていく。</p>		
佐金 利幸	<p>小学校の食べ残し（食品ロス）はあるのか、①学校別 ②学年別 ③クラス別に統計を取っているのか、一人当たりの年間食品ロスは把握しているのか、有償と無償となつた時の増減の変動は把握しているのか。</p> <p>(再問) 全国平均 17kg／人／年という統計があるが、89 クラス全体でどれくらいか実数は把握できていないのか。</p>	<p>学校給食センターでは、毎月 1 回、任意の日に食べ残し調査を実施している。全ての小学校の 2 年・4 年・6 年の各 1 クラスと全ての中学校の 2 年 1 クラス、義務教育学校 4 クラス、合計で 89 クラスが対象で、年間の実数は把握していない。</p> <p>子どもたちの食べ残しの理由は「好き嫌い」や「家庭での食生活の変化による食べ慣れないものへの抵抗感」など様々ある。献立によって食べ残し量が大きく異なっており、給食費の有償無償による影響はないと考えている。</p> <p>学校給食は成長期の子どもたちにとって欠かせない食事であるため、感謝の気持ちを持って大事にいただこう食育も併せて進めていく。</p> <p>先ほどの答弁のとおり、月 1 回の調査であり、実数は把握していない。現在、把握している数値を参考までに申し上げると、1 人あたり無償前の H28 年 6 月が 45g、7 月が 24g、無償化後の 9 月が 26g、10 月が 15g であり、この数字から解るよう有償・無償というよりもメニューにより食べ残し量が大きく異なると考えている。</p>	教育部長	すこやか 教育推進 課
	廃棄する食べ残し食材の処分代は年間いくらか。	<p>廃棄する食べ残し食材については、給食センターの生ごみ処理機で処理ができる残菜と、クリスタルプラザに持ち込む米飯やパンに分けている。</p> <p>なお、生ごみ処理機の維持管理費は、両センターで年間約 58 万円である。</p> <p>また、クリスタルプラザには、残ったごはんやパンのほか、調理過程で発生する野菜くずや梱包材などを一緒に持ち込んでいるため、食べ残し分を特定することができない。</p>	教育部長	すこやか 教育推進 課

(再問) パンや米飯に処分経費はかかるといいのか。	湖北広域行政事務センターへの支払いは生じていないが、米飯とパンだけの数量を把握することは難しい。		
食べ物の好き嫌いはあると思うが、その分析、メニューの工夫はどのようにしているか。	<p>子どもたちの嗜好については、学校での給食指導の中で子どもたちの食べている様子を確認し、各学校とのやり取りに使用する「給食ノート」などを活用するとともに、食べ残し量を注視することで、一定の把握に努めている。</p> <p>また、メニューの工夫については、PTA役員に出席いただく物資選定委員会や献立作成委員会での保護者や教職員からの貴重なご意見を参考にしながら、栄養バランスに注意して作成している。子どもたちが選べるセレクト給食やリクエスト給食、世界の国々や各都道府県にちなんだもの、また滋賀県や長浜市で生産された食材を取り入れるなど、子どもたちがいろんな食材や献立に出会い、食に関心を持ってもらえるようメニューに工夫を凝らしている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
食材の地産地消について、各センターにどのような指導をしているか。	<p>給食に使用する米については長浜市産を100%使用している。また、副食に使用する野菜については、たまねぎやキャベツ、にんじんなど主要な野菜16品目について、旬の時期に地場産を指定して発注し、可能な限り地元食材を購入するよう指導している。</p> <p>今後も、献立作成時には、旬の地場産野菜を多く取り入れ、子どもたちに安全でおいしい給食を提供できるよう取り組んでいく。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
児童、生徒の発育により「食べる量」に差があると思うが、児童、生徒により配膳する量を少なくしたり、たくさん食べたい子はおかわりしたりできるのか。	<p>学校での給食は、「学校給食摂取基準」に基づき、発達段階に応じた適切な量を提供している。従って、配食された食缶の中身を、学級の児童生徒数で分けきることで、一人ひとりに必要なエネルギー量を確保することができるようになっている。</p> <p>また、学校では食物アレルギーの子どもにも給食を提供しており、誤って食べることがないよう配りきることとしている。</p> <p>しかしながら、食べる量には個人差があり、その日の体調によっても変わってくることから、食べ終わってからの「おかわり」ではなく、「各学校のルールにより、食べる前に量の増減を調整するなどの対応をしている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課

給食費の滞納について、平成 28 年 9 月以前の小学校の滞納者への回収はすべて終了したのか。	<p>小学校給食費の未納額は、11月末現在で 185 万円（67 件）と 49%まで縮小してきたが、全額回収には至っていない。</p> <p>引き続き、徴収事務を担っている長浜市学校給食会において、未納金の解消に向けて必要な措置を取るよう進めていく。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
中学生は給食費を払わなければならない。小学校の給食費無償化に伴い中学校の給食費滞納に変化はあるのか。27 年、28 年、29 年度の件数、金額を問う。	<p>各年度の滞納額は、平成 27 年度 8 件で 263,190 円、28 年度 13 件で 359,240 円、29 年度 15 件で 542,594 円となっている。</p> <p>給食費を滞納する理由には、保護者の経済的な問題や、保護者としての責任感や規範的意識によるものなどそれぞれあり、様々なケースがからんでいることから、小学校給食費の無料化が影響しているとの見方はしていない。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
小学校給食費無料化に伴い、費用対効果はどのようなものがあったか。	<p>小学校給食費の無料化は、子育て世帯から選ばれるまちとなるための子育て支援策の一つであり、元気な身体をつくる重要な時期である小学生の成長を市民全体で見守っていこうと、平成 28 年度の 2 学期から実施しているものである。地域全体で子どもたちを育てるという無料化の趣旨を、子どもたちにもしっかりと丁寧につたえ、「ふるさと長浜」を思う気持ちやふるさと回帰につながることも期待しているが、これらの効果を図るには時期尚早であろうかと思う。</p> <p>しかしながら、「長浜市民満足度調査」の結果において、昨年度同様、「引き続き重点的に取り組む必要がある事業」と区分され、市民の皆様から高評価をいただいていることから、安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりに寄与しているものと考えている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
義務教育における ICT 化について、2022 年度までの目標水準に沿った環境整備の予算確保と予算計画ができるか。	<p>本市では、新学習指導要領の本格実施を見据え、教育情報化の現状と課題を踏まながら、学校教育における情報化の基本的な方向性を「(仮称) 長浜市学校 ICT 環境整備計画(第 1 次)」として、現在策定しているところである。</p> <p>この計画において、普通教室で大型提示装置を活用した授業が日常的に行えるよう、大型モニターなどを整備していくことを優先事項としており、今後の整備においては「長浜市子ども未来教育基金」の活用も検討の一つとして、関係課との協議を進めていきたいと考えている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課

	<p>地方公共団体間のＩＣＴ環境整備状況には格差があり、このことは、児童生徒の学習環境の格差につながっている。また各校のＩＣＴ機種を同一にするとたいへん便利になる。</p> <p>のことについて当局の見解を問う。</p>	<p>県内の各小中学校において、統一したＩＣＴ機種を導入することについては、滋賀県の主導により、学校教育におけるＩＣＴ化の統一方針が示され実現するものと考える。機種やソフトの統一は、県内で転勤される教職員にとって大きなメリットがあると思うが、各市町の教育方針や予算規模、進捗状況などが異なり、難しい面があると考えている。</p> <p>なお、本市の各校においては、教育用パソコンや職員室に設置する校務用パソコンについて、同じ性能を持つＩＣＴ機種となるよう更新をしているところである。</p>	教育部長	すこやか 教育推進 課
山崎 正直	<p>健康でいきいきと働ける環境づくりのためには業務内容の見直しで、組織としての適切な人員配置を含めた、業務の役割分担・適正化を進めるための取組が必要であると思う。このことの見解を問う。</p>	<p>教育委員会では定時退勤日の設定等を推奨しているが、仕事が減らなければ負担は減らないと考え、業務内容の見直しについても推進している。平成29年度から現在までに、「English day」の廃止、教育委員会への依頼・礼状の廃止、学校訪問時の資料の簡素化等の見直しを行ってきた。</p> <p>いずれにしても、長浜市教委だけではできることは限られている。他市町と協力して、県教委へも働きかけていく。</p>	教育長	教育指導 課